

精神障害者社会適応訓練事業について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(抄)

(昭和二十五年法律第二百二十三号)

(精神障害者社会適応訓練事業)

第五十条 都道府県は、精神障害者の社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進を図るため、精神障害者社会適応訓練事業(通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を精神障害者の社会経済活動への参加の促進に熱意のある者に委託して、職業を与えるとともに、社会生活への適応のために必要な訓練を行う事業をいう。)を行うことができる。

(国の補助)

第五十一条 国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、都道府県が行う精神障害者社会適応訓練事業に要する費用の一部を補助することができる。

これまでの議論の整理と今後の検討の方向性(論点整理)から

(生活支援等障害福祉サービス等の充実について)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律において規定されている社会適応訓練事業の位置付けについて、これまで果たしてきた役割を十分に踏まえつつ、検討すべきではないか。

精神障害者社会適応訓練事業の概要等

概要

精神障害者を一定期間事業所に通わせ、集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力等の涵養を図るための社会適応訓練を行い再発防止と社会的自立を促進し、もって精神障害者の社会復帰を図ることを目的として、受託した事業者に対し、協力奨励金を支給するものである。

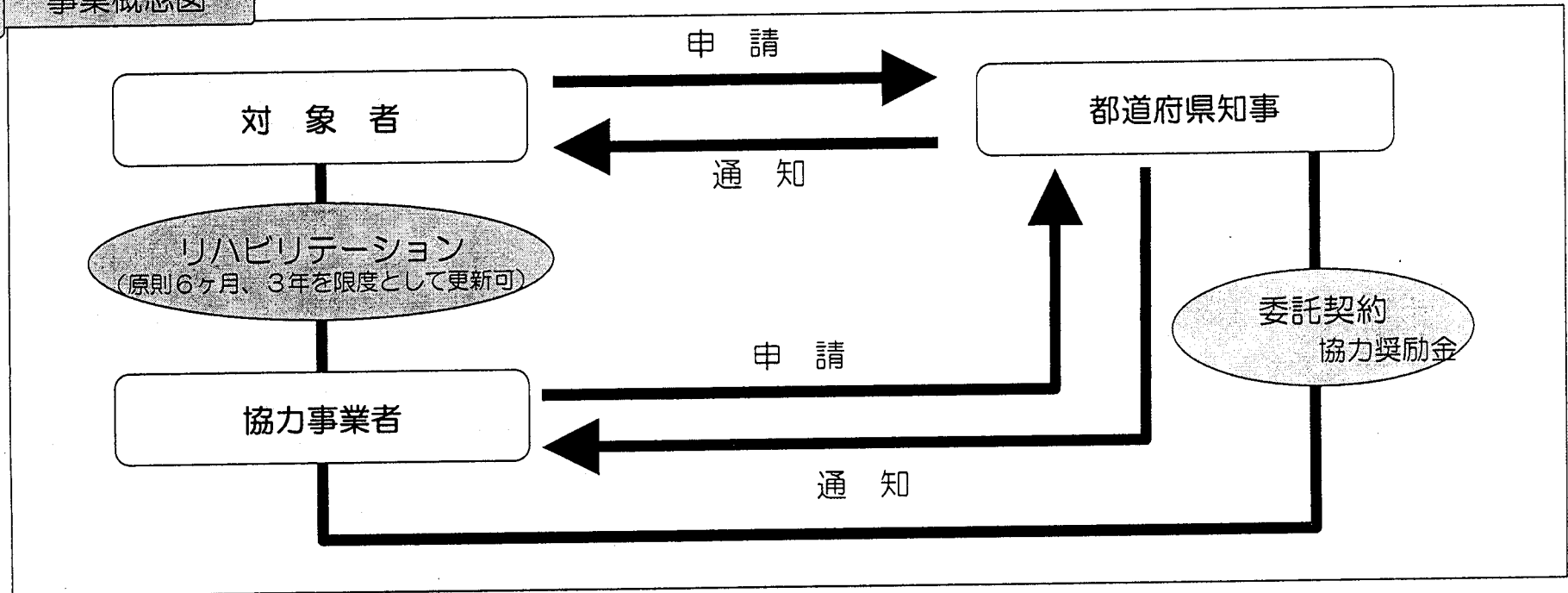
実施主体

都道府県・指定都市

事業の沿革

昭和57年度 通院患者リハビリテーション事業として創設
平成7年度 精神障害者社会適応訓練事業として精神保健福祉法に法定化
平成15年度 一般財源化

事業概念図



精神障害者社会適応訓練事業の実施について

(昭和五十七年四月十六日 衛発第三六〇号 厚生省公衆衛生局長通知)

社会適応訓練事業実施要綱(抄)

2 定義

(1) 協力事業所

「協力事業所」は、精神障害者に対する理解が深く、精神障害者に仕事の場を提供し、社会適応訓練を行うことを通じて、その社会的自立を促進することに熱意を有する事業所であって、都道府県知事又は指定都市市長(以下「知事等」という。)が適当と認めたものをいう。

(2) 対象者

「対象者」は、明らかに回復途上にあり、社会的規範を受けいられる状態にあるが、作業遂行の機能が不十分であるか、恒常的に維持されない通院中の精神障害者(知的障害者を除く。)であって知事等が、本事業の効果が期待されると認めた者をいう。

7 委託の手續等

(1) 協力事業所に対する委託

知事等は、対象者についてその能力等を勘案し、社会適応訓練事業運営協議会の意見を聞いたうえで適切な協力事業所を選定し、対象者の同意を得たうえで、協力事業所との間で委託契約を結ぶものとする。

(2) 期間の決定

委託期間は、原則として六か月とし、三年を限度として更新することができる。

ただし、対象者の症状等により本事業の継続が不能又は不要になったときは委託契約を解除するものとし、合わせてその結果を社会適応訓練事業運営協議会に報告するとともに、必要に応じその意見を聞くものとする。

(3) 協力事業所と対象者の相互理解

委託に際して知事等は、対象者の特性、事業の内容等を協力事業所に十分説明し、また、対象者及びその保護者についても必要な注意を与え、協力事業所及び対象者が相互に理解を深めるよう努める。

(4) 登録簿の記載等

知事等が委託契約を結んだときは、必要事項を協力事業所登録簿及び対象者登録簿に記載するとともに当該協力事業所及び対象者を管轄するそれぞれの保健所長にその旨を通知する。

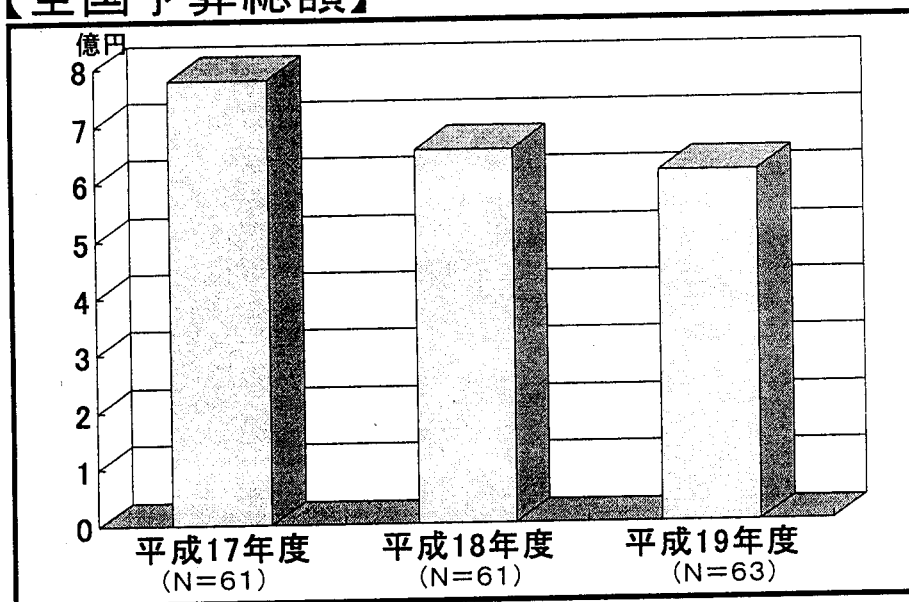
8 訓練期間中の指導等

知事等は、訓練期間中においても常に対象者の現況を把握するため、主治医の意見を聞き保護者等との連携を密にしながら担当職員を協力事業所に訪問させ必要な連絡指導を行う。

精神障害者社会適応訓練事業の実施状況

① 事業の予算額(実績)

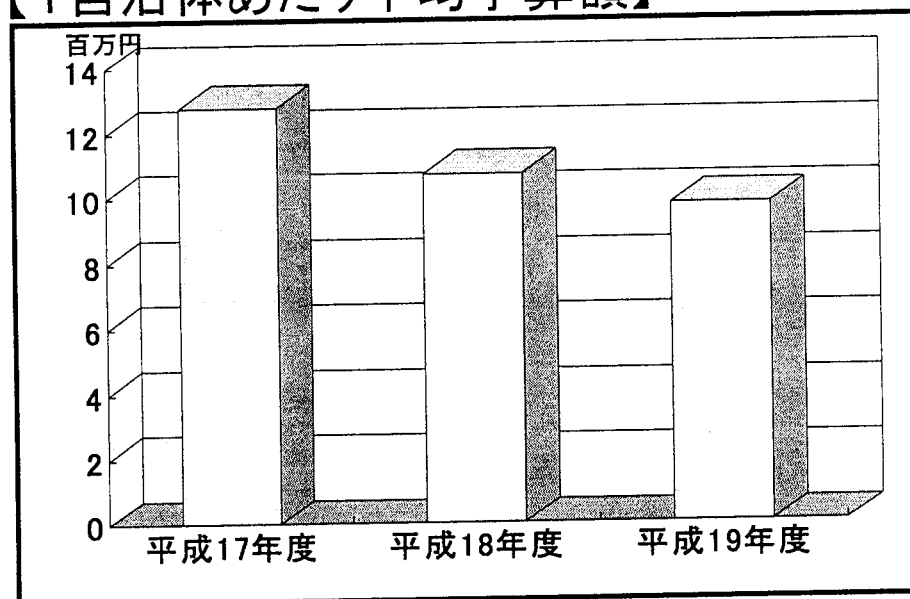
【全国予算総額】



(単位:千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
全国予算総額	780,045	654,719	615,459

【1自治体あたり平均予算額】



(単位:千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
平均予算額	12,788	10,733	9,769

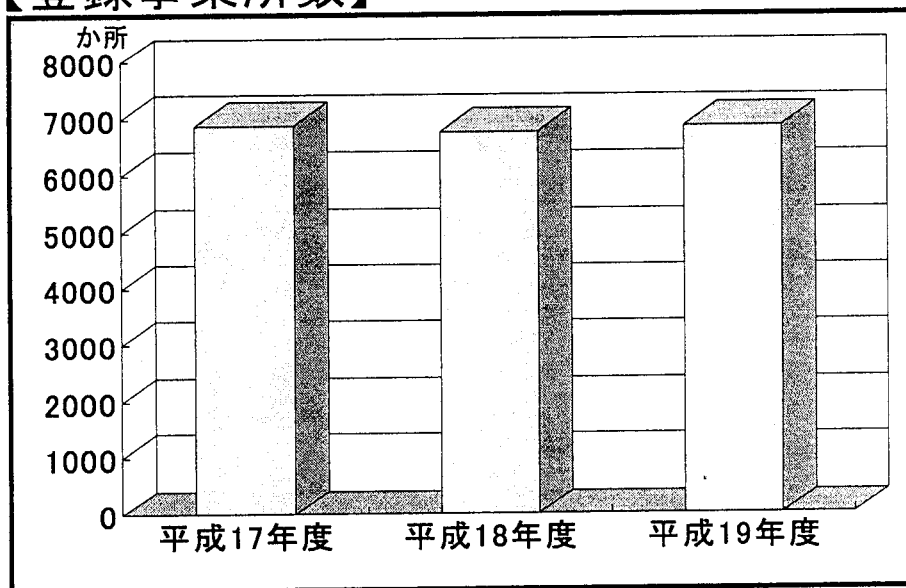
注) 平成17、18年度は、61自治体で実施、平成19年度は63自治体で実施している。

出典:精神・障害保健課調べ

精神障害者社会適応訓練事業の実施状況

② 協力事業所数

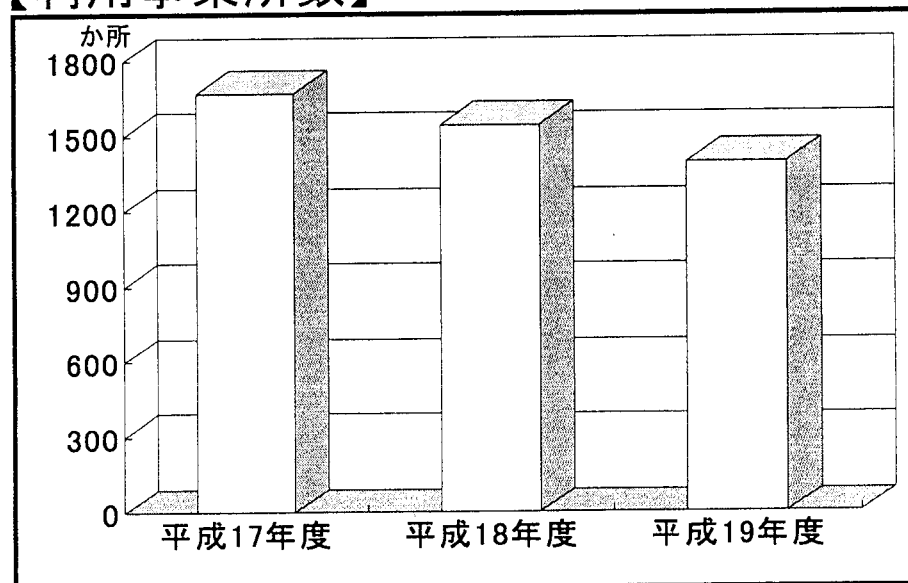
【登録事業所数】



(単位:か所)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
登録事業所数	6,873	6,754	6,865

【利用事業所数】



(単位:か所)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
利用事業所数	1,671	1,543	1,392

注1) 登録事業所は、各年度末現在の数である。

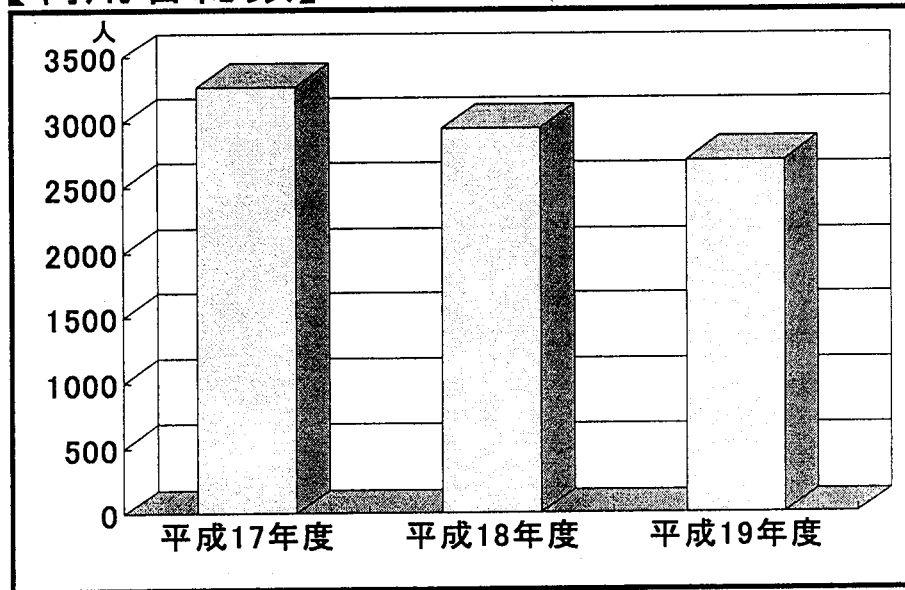
注2) 利用事業所とは、登録事業所のうち利用のあった事業所の数である。

出典:精神・障害保健課調べ

精神障害者社会適応訓練事業の実施状況

③ 利用者数

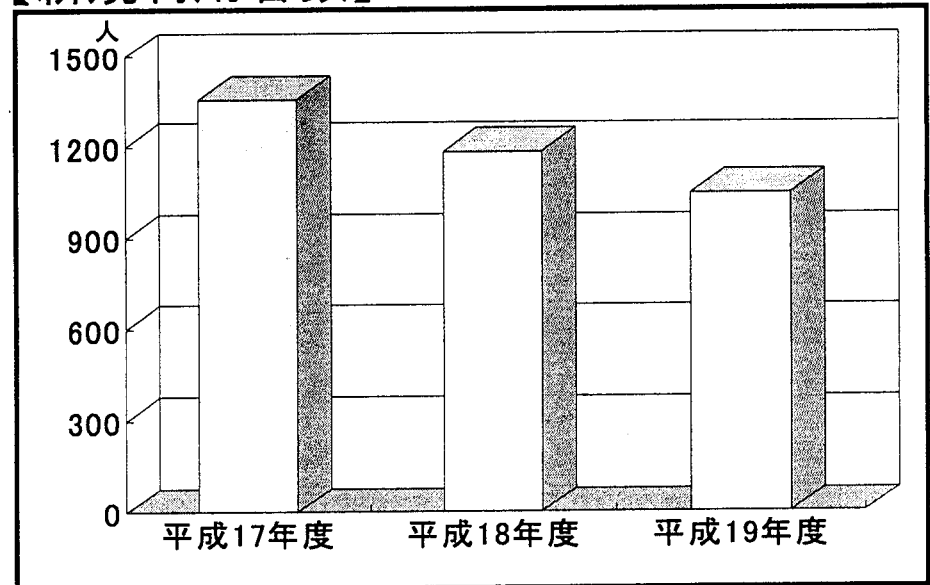
【利用者総数】



(単位:人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
利用者総数	3,263	2,946	2,695

【新規利用者数】



(単位:人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
新規利用者数	1,356	1,184	1,047

注1) 利用者総数とは、各年度中における利用者の数である。

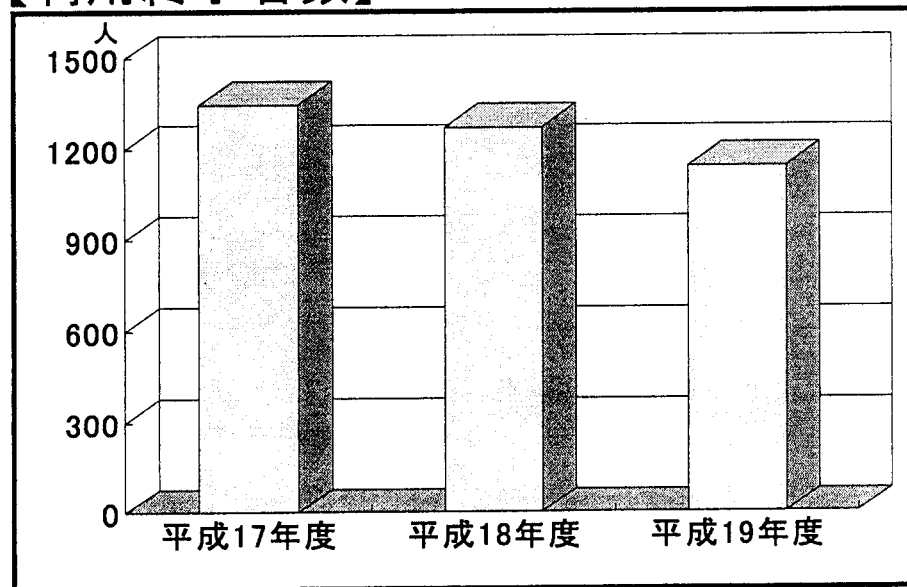
注2) 新規利用者数とは、各年度中において新規で利用を開始した者の数である。

出典:精神・障害保健課調べ

精神障害者社会適応訓練事業の実施状況

④ 利用終了者数

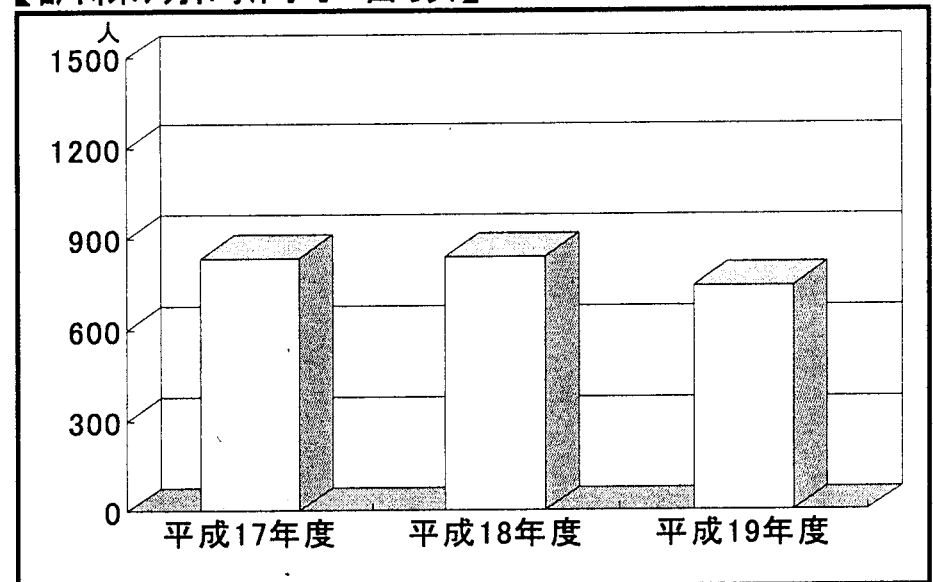
【利用終了者数】



(単位:人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
利用終了者数	1,346	1,273	1,144

【訓練期間満了者数】



(単位:人)

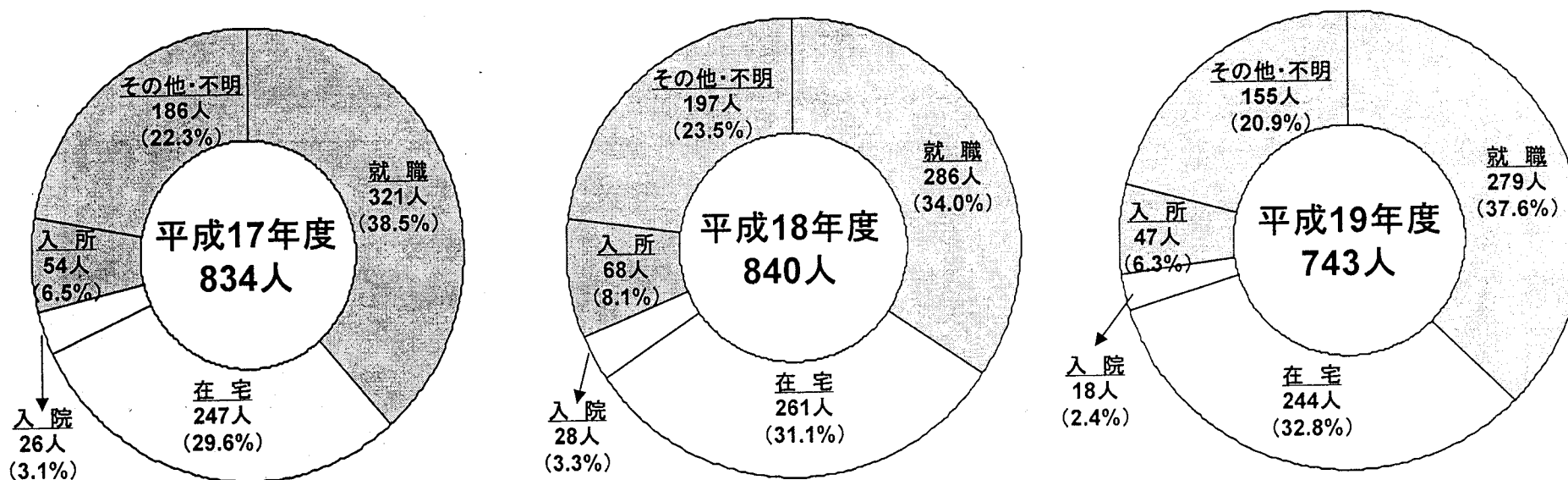
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
訓練期間満了者数	834	840	743

注) 利用終了者数とは、各年度中において、訓練期間満了、訓練期間中を問わず、利用を終えた者の数である。

出典:精神・障害保健課調べ

精神障害者社会適応訓練事業の実施状況

⑤ 訓練期間満了者の動向



	平成17年度	平成18年度	平成19年度
訓練期間満了者数	834人 (100.0%)	840人 (100.0%)	743人 (100.0%)
うち、就職した者	321人 (38.5%)	286人 (34.0%)	279人 (37.6%)
うち、在宅者(就職につながらなかった者)	247人 (29.6%)	261人 (31.1%)	244人 (32.8%)
うち、医療機関等に入院した者	26人 (3.1%)	28人 (3.3%)	18人 (2.4%)
うち、施設等に入所した者	54人 (6.5%)	68人 (8.1%)	47人 (6.3%)
うち、その他・不明	186人 (22.3%)	197人 (23.5%)	155人 (20.9%)

出典：精神・障害保健課調べ

都道府県・政令指定都市へのアンケート調査

1. 調査方法

○平成20年9月に、都道府県・政令指定都市精神保健福祉主管課を対象に、精神障害者社会適応訓練事業(以下「社適事業」という。)に関するアンケートを実施

○有効回答数 100% (64/64自治体)

2. 調査項目

①社適事業を活用する理由

②社適事業を活用することによる効果

③平成21年度以降の実施予定

④平成20年度に実施していない(または、平成21年度以降に実施する予定はない)理由

⑤社適事業に関する意見・要望

アンケート調査結果

①社適事業を活用する理由

- 平成20年度において社適事業を実施している自治体(N=63)のみ回答
- 選択肢より回答(複数回答可)

選 択 肢	選 択 数	選 択 率
(1)就労に向けた訓練と自立した生活のための訓練の両方を行うことができ、利用者のニーズに応えやすい。	35自治体	55.6%
(2)障害特性に応じて、短時間や少人数での訓練を行うことが可能であり、就労系の障害福祉サービスや精神障害者雇用施策と比べて柔軟に活用できる。	48自治体	76.2%
(3)協力事業所に関する設置や運営基準がないことから、資源の開拓が容易であり、事業を活用しやすい。	18自治体	28.6%
(4)利用を希望する者が住む地域で、他の就労系の障害福祉サービスや精神障害者雇用施策が十分に実施されていない。	18自治体	28.6%
(5)協力事業所は過去からの活動実績があることから、安心して委託することができる。	22自治体	34.9%
(6)その他	7自治体	11.1%

アンケート調査結果

②社適事業を活用することによる効果

- 平成20年度において社適事業を実施している自治体(N=63)のみ回答
- 自由記載

○ 実際の職場という環境で訓練を受けることにより、訓練期間満了後に委託先の事業所等への就職に結びつくケースが多数ある。(※約4割が就職している。9頁「訓練期間満了者の動向」参照)

○ 比較的時間をかけた訓練となるため、無理をせず徐々に訓練内容や時間数を増やし、一般就労を目指すことができる。

○ リハビリ的側面のある制度と事業者理解されているため、利用者は過度に期待されず安心して利用できる。

○ 施設的环境に馴染めない等の理由により、就労系の障害福祉サービスを利用することが困難な者に対する支援方策の一つとして効果をあげている。

○ 利用者の声に、「理解ある職場でうれしい」、「生活のリズムが整った」、「自信が持てるようになった」等の意見があり、社適事業により自信を付けて、仕事に就きたいと希望を持っている利用者は多い。

などの効果があるとの意見が多数を占めた。